



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

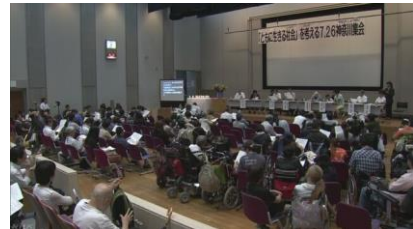
知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3799 号 2017.7.27 発行

障害者団体が横浜で集会 ともに生きる社会実現訴え NHK ニュース 2017年7月26日
相模原市の知的障害者施設で46人が殺傷された事件から1年となる26日、全国の障害者団体が横浜で集会を開き、障害で分け隔てずにとともに生きる社会の実現を訴えました。

神奈川県障害者団体が全国に呼びかけて開かれた集会には、およそ300人が集まりました。

集会では、筋力が徐々に衰える難病がある見形信子さんが、亡くなった19人のために作った歌「19の軌跡(きせき)」を歌い、「僕らの軌跡(あしあと)消さないで、19の強さみつめてよ」と参加者と合唱しました。



そして脳性まひの岩切玄太さんが「私は、健常者と同じ学校に通ったことで出会いを広げた。生きたいように生きられる社会であるべきだ」とみずからの経験を語りました。

また統合失調症がある尾山篤史さんは「精神障害者が、自宅から出ずに暮らさなくてはならないようでは、地域の住民とは言えない」と話しました。

そのうえで、障害で分け隔てずにとともに生きる社会の実現を訴えるアピール文を採択しました。

参加した脳性まひの男性は「事件のことを忘れないとともに日常生活の中に障害者がいることが当然という社会になってほしい」と話していました。

障害者殺傷事件 被告「措置入院中はおとなしく取り繕った」

NHK ニュース 2017年7月26日

相模原市の知的障害者施設で46人が殺傷された事件から26日で1年となり、殺人などの罪で起訴された施設の元職員、植松聖被告は障害者への差別的な発言を繰り返したことなどから強制的に入院させる措置入院となったことについて、「障害者の殺害計画を実行するため退院できるよう、おとなしくして取り繕った」と供述していることが捜査関係者への取材でわかりました。

この事件は去年7月26日の未明、相模原市緑区の知的障害者の入所施設「津久井やまゆり園」で入所していた障害のある人たちが次々に刃物で刺されて19人が殺害され27人が重軽傷を負ったもので、元職員の植松聖被告(27)が殺人などの罪で起訴されています。

事件の5か月前の去年2月、障害者の殺害計画を記した手紙を衆議院議長に渡そうとした植松被告に対し、強制的に入院させる措置入院の対応が取られました。

入院中、植松被告は医療関係者に対して興奮した状態で計画を説明したということですが、途中から落ち着いた様子になり、10日余りたって措置入院は解除されました。

この時の状況について植松被告は「障害者の殺害計画を実行するため退院できるよう、おとなしくして取り繕った」と供述していることが捜査関係者への取材でわかりました。

さらに「国が計画を認めてくれないことがわかったので、自分で実行しようと決意した」と供述しているということです。

退院後、植松被告は当面の資金を得るために生活保護を申請するなど、計画への準備を進めていったと見られています。

現在、準備が進められている裁判では、植松被告が差別的な思想を持つに至った経緯や殺意を固めたきっかけなどについて明らかにされるものと見られます。

生活保護申請時の被告の様子

殺人などの罪で起訴された施設の元職員、植松聖被告（27）は、事件の前の去年2月に施設を退職したあと、相模原市役所に生活保護を申請していました。

そのうえで事件への準備を進めていたものと見られます。

市の担当者によりますと、植松被告は、知的障害者施設「津久井やまゆり園」を、去年2月に退職したあと、3月末に1人で市役所の窓口を訪れ、生活保護を受けたいと申し出たということです。

この際植松被告は、窓口の職員に対して「仕事が無く、貯金も使ってしまい、生活費が無い」などと説明したということです。

その数日後担当者が手続きのために自宅を訪問した際、仕事を辞めた理由をたずねたところ「植松被告は、『同僚とトラブルがあって、辞めざるをえない状況になった。同僚にながしろにされているようで、悔しかった。辞めざるをえない状況に陥れた人たちは許せない』などと話していた」ということです。

また市の担当者は、植松被告の印象について「ごく普通の今どきの若者という感じで、ほとんど印象にも残っていませんでした。事件後の発言を聞いていると、当時全くそんな感じはしませんでした」と話していました。

淫らな行為 児童養護施設の職員逮捕 愛知県警 毎日新聞 2017年7月26日

勤務する児童養護施設に以前入所していた女子中学生（14）に自宅で淫らな行為をしたとして、愛知県警東海署は26日、施設職員、田井中優容疑者（22）＝同県半田市青山4＝を県青少年保護育成条例違反容疑で逮捕した。「自宅に入れたが、淫らな行為はしていない」などと容疑を否認しているという。逮捕容疑は今年2日、中学生が18歳未満と知りながら淫らな行為をしたとしている。翌3日に中学生の母親が同署に相談した。

施設は同県尾張地区にある。運営する社会福祉法人や同署によると、田井中容疑者は4月から施設で勤務し、入所者の身の回りの世話や生活指導をしていた。中学生は6月に入所し、すぐ退所したが、その後も田井中容疑者と連絡を取り合っていたという。【道永竜命】

マイナンバー 連携システムに不備 今秋の本格運用遅れも

毎日新聞 2017年7月26日

マイナンバーを活用して、官公庁や医療保険者などの公的機関が個人情報を取り扱う情報連携システムの準備状況を会計検査院が抽出調査したところ、システム設計の不備などから少なくとも全国145機関で今年秋の本格運用開始が遅れる見通しであることが分かった。保険給付や保険料徴収といった一部の業務で情報連携ができず、住民側は引き続き、課税証明書など「紙の書類」の添付を求められる。

情報連携の運用がスタートすれば、紙の書類に記載される個人情報が、公的機関の間でマイナンバーにひも付けされて共有される。国は2015年の日本年金機構の個人情報流出問題を受け、開始時期を17年1月から半年後に延期した。今月18日から3カ月程度の試行を経て本格運用を予定している。

検査院は12～16年度にシステムを整備した官庁や医療保険者など計170機関を対象に準備状況を調べた。

不備が最も多く見つかったのは、厚生労働省所管の126機関（90の国民健康保険組合、35の後期高齢者医療広域連合など）。各機関は、厚労省がまとめた設計図に基づきシステムを構築したが、保険給付などの手続きに必要な個人の所得を市区町村に照会しても、不動産譲渡や株式売却益などに関する一部の情報が提供されないことがテスト段階で判明した。改修作業が必要となっており、18年7月まで連携開始が延期された。検査院は、厚労省が業務を担う現場の意見を十分考慮しなかったことなどが不備の要因とみている。

同様の不備は、文部科学省所管の日本学生支援機構の奨学金貸与手続きでも見つかри、連携開始は18年7月に先送りされた。

このほか、流出問題の影響で、年金機構の情報連携の開始時期は現時点で決まっておらず、農業者年金基金など計16機関が年金機構に対し、照会ができない状態だ。また、年金機構と同時に情報連携を始める予定の国家公務員共済組合連合会も開始のめどが立っていない。

国のマイナンバー制度の総合調整役である内閣官房は、情報連携ができない業務は一部とした上で「住民に極力影響が出ないように各省に方策をお願いしている」としている。【松浦吉剛、島田信幸】

内閣官房サイト、半数が「不満」

「情報連携」に向けた官公庁や医療保険者などのシステム整備を支援するため、内閣官房は情報共有サイトを設けている。サイトの使い勝手について会計検査院が1058機関にアンケート調査を行ったところ、利用実績がある機関からの回答のうち、約半数が否定的な評価だった。

内閣官房は2014年5月から、必要な文書や各機関に共通する疑問への回答をサイトで公開。情報の検索機能も追加してきた。

アンケート調査の結果は、「不満」「やや不満」が計247件。一方、「満足」「やや満足」は計252件でほぼ同数だったものの、自由回答欄には「資料が体系的に整理されていない」「専門的で分かりにくい」などと否定的な評価の記述が散見された。サイトの使いにくさを理由に、自ら解説サイトを設けた機関もあったという。

会計検査院は内閣官房に対し、各機関が的確に情報を入手できるよう支援の充実を求めた。しかし、内閣官房は「情報連携の試行が7月に始まり、今後はサイトの利用減少が見込まれる。改修は予定していない」としている。【島田信幸】

【ことば】マイナンバーによる情報連携

国や地方自治体、医療保険者などの中で、社会保障や税などの行政手続きに必要な個人情報ネットワーク上でやり取りする。内閣官房によると、情報連携の本格運用がスタートすれば、住民側は児童手当や公営住宅の入居、介護保険料の減免など1000以上の行政手続きで、申請書にマイナンバーを記載すれば、これまで必要だった住民票や課税証明書など「紙の書類」の添付が不要となり、行政の事務負担も軽減されるという。

社説：生産性向上が伴う最低賃金引き上げに 日本経済新聞 2017年7月27日

働いた人には少なくともこれだけは支払わなければならないという最低賃金が、2016年度に続き17年度も大きく上がる見通しになった。厚生労働省の中央最低賃金審議会は、都道府県ごとに定める最低賃金の引き上げ幅の目安を全国平均で時間あたり25円とすることを決めた。昨年度と並んで過去最大の上げ幅になる。

最低賃金の引き上げは消費を刺激し景気の拡大を後押しする効果がある。半面、中小企業の人件費を増やし経営悪化の要因にもなりうる。企業の負担が和らぐよう、政府は生産性向上を支援する政策に力を入れる必要がある。

安倍政権は時給1000円をめざして最低賃金を毎年度3%程度引き上げる方針を掲げる。今年度の25円は3%にほぼ相当し、政府方針に沿ったものだ。全国平均の時給は848円になる。

平均賃金に対する最低賃金の比率がフランスは6割あり、英国も5割を超えているという分析がある。日本は4割にとどまっており、国際的にみて低い水準にある最低賃金を引き上げていく必要があるのは確かだ。非正規社員の待遇改善にもつながる。

ただ12年末に第2次安倍政権が発足してから、最低賃金の上げ幅は今年度を合わせ計100円近くになる。急激に最低賃金が上がることで中小企業の倒産が増える懸念もあるだろう。実際の引き上げ幅を決める各都道府県の地方最低賃金審議会は、地域経済の現状や地元企業への影響を十分に調べたうえで上げ幅を判断すべきだ。

求められるのは最低賃金の引き上げと企業の生産性の向上が歩調を合わせ進むことだ。そのための環境整備が政府の役割である。

成長分野への企業の進出を阻んでいる制度を見直すなど、規制改革をもっと強力に進めてもらいたい。IT（情報技術）活用の支援や人の能力を高める職業訓練の充実も欠かせない。

大企業が中小企業に過度な値下げ要求をするなど、不公正取引の監視もいっそうの強化が求められる。仕入れ代金を不当に安くする「買ったたき」などが残ったままでは、中小企業は賃金の原資を確保しにくくなる。

もちろん企業自身、低賃金の労働力に頼らずに利益を上げる努力が求められる。人手不足による人件費増を吸収できるだけの経営改革を進めるときだ。

社説 最低賃金の引き上げ それでもまだ低い水準だ 毎日新聞 2017年7月27日

2017年度の最低賃金（最賃）の引き上げ幅の目安は全国平均で25円、引き上げ率は2年連続で3%相当と決まった。

目安通り改定されれば全国平均で時給848円となる。25円の上げ幅は、日額から時給に変更した02年度以降で最大の伸びだ。

政府は「ニッポン1億総活躍プラン」で最賃の毎年3%程度の引き上げを盛り込んでおり、中期目標である「全国平均1000円」の実現に向け一歩前進したことにはなる。

しかし、もともと日本の最低賃金は先進諸国の中では低く、フランスやオーストラリアの6～7割の水準だ。今回の引き上げでも、フルタイムで働いた人の年収は160万円程度に過ぎない。政府は「働き方改革」で残業時間を抑制しようとしている。少しばかり最賃が上がっても、働く時間が減ることで手取り収入は増えないという人は多いだろう。

最賃の引き上げは必要だが、それより少し高い賃金を得ている非正規雇用労働者の賃上げに直接つながるわけではない。働いても生活が苦しい「ワーキングプア」を解消するためには、従業員全体の賃上げに波及させる必要がある。

中小企業の中には最賃に近い水準で働いているパート従業員が多く、最賃引き上げが経営を圧迫することへの懸念が強い。中小企業に生産性向上の努力が求められるのはもちろんだが、大企業に適正な取引慣行を守らせることも必要だ。

大企業が優位な立場を利用して、下請けに納入価格を不当に低くするなど不利な条件を押しつける例は少なくない。経済全体の好循環をもたらすには、中小企業の経営を守らなければならない。

引き上げ額の目安は、47都道府県を地域の経済情勢などでA～Dの4ランクに分けて決めている。Dに属している宮崎と沖縄は22円の引き上げで時給736円となるが、最も高い東京の958円に比べて222円も低い。隣接県同士でも100円以上差があるケースは珍しくない。地域間格差の是正も課題だ。

働き方改革の柱の一つは非正規雇用の待遇改善であり、最賃引き上げはその土台だ。同一労働同一賃金の実現などに向け、政府はさらに取り組みを進めなければならない。

今年度の最低賃金引き上げの目安額（時給）が決まった。全国平均では25円で、時給は今の823円から848円になる。時給で決めるようになった02年以降で、最大の増額だ。

安倍首相が掲げる「年3%程度ずつ引き上げて、時給1千円を目指す」という方針に沿った決着である。今年の春闘で中小企業の賃上げが好調だったことも追い風になった。

とはいえ、主要国の中では1千円を超えるフランス、ドイツなどと比べてまだまだ見劣りする。経済が順調で人手不足感が強い今は、引き上げの好機だ。もっとペースを早めたい。今回の目安をもとに、これから都道府県ごとに引き上げ額を決める。昨年度は、47都道府県のうち6県で目安を上回った。地域の実情を踏まえつつ、さらに多くの県が「目安プラスアルファ」をめざしてほしい。

今後の大きな課題は、地域間の格差をどう縮めていくかだ。

全国平均で最低賃金が848円になるとは言うものの、実際にこれを上回るのは東京や神奈川、大阪など大都市部に限られる。働く人が多く、最低賃金自体も高い大都市部が平均を押し上げており、むしろ地方との格差は広がる傾向にある。

国は所得水準や消費実態などの指標をもとに都道府県をA～Dの4ランクに分け、ランクごとに引き上げの目安額を決めている。Aランクの中で時給が最高額の東京（現在は932円）とDランクで最低額の宮崎、沖縄（同714円）の差は現在、218円だが、目安通りに増額が実施されるとこの差が222円に広がる。

時給が700円台前半では、1日8時間、月に20日働いても月給は12万円に満たない。これで生活を支えるのに十分な水準と言えるだろうか。

地域間の格差を是正しつつ、より広く底上げを図るにはどうすればよいか。下位のランクで引き上げを手厚くする。より上位のランクへの区分変更を柔軟に行う。そうした具体的な方策について、国の審議会で議論をさらに深めてほしい。

最低賃金のアップを定着させるには、体力に乏しい中小・零細企業への経営支援の強化や、大企業と下請けの取引条件の改善など、環境づくりも欠かせない。「下請けいじめ」で公正取引委員会が指導した件数は、昨年度、過去最多の6302件にのぼった。監視態勢の強化が必要だろう。

社会全体が底上げを実感できるよう、歩みを加速させなければならない。

社説：最低賃金アップ 継続できる環境整備が重要だ 読売新聞 2017年07月27日
賃金を底上げし、非正規雇用の待遇改善とデフレ脱却を確実にする。そのために、最低賃金の引き上げを継続できる環境の整備を急ぎたい。

2017年度の最低賃金（時給）について、厚生労働省の中央最低賃金審議会が改定の目安を決めた。全国平均で25円引き上げ、848円とする。昨年度の24円を上回り、時給表示となった02年度以降、最大の上げ幅だ。

引き上げ率は3%で、政府が目標とする「毎年3%程度」に2年連続で届いた。

最低賃金は全ての労働者に適用され、これを下回る賃金は違法となる。目安を参考に、都道府県の審議会が地域の実情を踏まえて、それぞれの引き上げ額を決める。確実な実施が求められる。

景気の緩やかな回復に伴い、人手不足が深刻化している。非正規雇用の賃金は上昇傾向にある。都市部では、最低賃金を大幅に上回る求人が目立つ。

2年連続で20円超の引き上げを経営側が受け入れたのは、採用難への危機感の表れだろう。

賃上げの流れを地方の中小・零細企業も含めて定着させたい。

政府は「1億総活躍プラン」などで、最低賃金を将来的に全国平均1000円にすることを目指している。継続的な引き上げにより、消費を喚起して「経済の好循環」を実現させるのが狙いだ。

近年、最低賃金は着実に上積みされてきたものの、依然、標準的な賃金の4割にとどまる。パートの賃金水準は正社員の6割で、欧州の8割程度を大きく下回る。最低賃金の大幅アップは、非正規雇用の処遇改善に直結する。

労働力人口が減少に転じる中、女性や高齢者らの就労意欲を引き出す上でも、賃金の底上げは重要である。若年層の経済基盤の強化にもつながり、少子化対策としての効果が期待できよう。

経営体力の弱い中小・零細企業にとって、最低賃金の急上昇は打撃だ。人件費負担が雇用縮小を招く事態は避けねばならない。

中小・零細企業への影響に目配りし、無理なく対応できるように支援策を強化する必要がある。

政府は、生産性向上に資する設備投資費用の助成制度を設けているが、利用は低調だ。使途が限定され、使い勝手が悪い、との指摘がある。現場の実情に応じた有効な方策を検討すべきだ。

大企業による不当な値引き要求といった「下請けいじめ」への監視を強めて、取引慣行の改善を図ることも大切である。

(社説) やまゆり1年 内なる差別を問い直す 朝日新聞 2017年7月27日

相模原市の障害者施設「津久井やまゆり園」の事件から、きのうで1年が経った。

入所者19人が殺害され、職員3人を含む27人が負傷した。その被害の重大さだけではない。園の職員だった植松聖(さとし)被告(27)の「障害者は生きていてもしかたがない」という言葉が、社会に強い衝撃を与えた。

ある遺族は「あの子は家族のアイドルでした」と朝日新聞などの取材に語った。娘に抱っこをせがまれ、抱きしめてあげるのが喜びだった。被告は「障害者は周りを不幸にする」と供述したという。それがいかに間違った見方であるかを物語る。

苦労は絶えなかったかもしれない。それでも、一人ひとりが家族や周囲に幸せをもたらす、かけがえのない存在だった。

被告は「意思疎通ができない人を刺した」とも述べたとされる。意思疎通ができなかったのは被告の方ではなかったか。

目を向けなくてはならないのは、多くの遺族、被害者、家族が差別と偏見を恐れ、いまでも名前を明らかにするのを拒み、発言を控えていることだ。

被告に共感を示し、障害者をおとしめる言辞をネットなどを使って発信する人々のふるまいが、大きな影を落としている。しかし、そうした一部の心ない人たちだけの問題だろうか。

先月、空港で車いすの男性が「歩けない人は飛行機に乗せられない」と航空会社から言われ、自らの腕の力でタラップを上ったことが報じられた。会社は謝罪したが、ネット上には事前に連絡しなかった男性を非難する声が数多くある。

昨春に障害者差別解消法が施行された。知的障害か身体障害かを問わず、日常生活の中の差別をなくし、「人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」の実現をめざす。法の精神には大半の人が賛同するはずだ。だが、いざ障害のある人が、自分たちも健常者と対等な存在であることを主張すると、反発が固まりとなって返ってくる。

そこまですらなくても、混みあう通勤電車やエレベーターに車いすの人が乗ってきたとき、当たり前のごときとしてすんなり受け入れられているだろうか。胸に手を当ててみたい。

「効率」に重きをおき、「共生」を後回しにする。そんな心理や社会のあり方は、「障害者は周りを不幸にする」という被告の発想と底流でつながっている。そう言えるのではないか。

亡くなった方々を弔うために一人ひとりができるのは、わが内なる差別を問い、ゆがみを少しでもただしていくことだ。

【主張】相模原殺傷1年 再発防止策は置き去りか 産経新聞 2017年7月27日

相模原市の障害者施設で入所者19人が刺殺された最悪の大量殺人事件から1年となる。殺人罪などで起訴された元職員の被告は本紙の取材に手紙で応じ、「意思疎通がとれない人間を安楽死させます」などと身勝手極まりない主張を続けている。謝罪や反省の記述もない。

だが、反省がないのは被告だけか。事件直後に悲惨な事件の再発防止を誓ったはずの法改正は、遅々として進まない。

国会や行政の怠慢、不作為が状況の放置を続ければ、事件はまた必ず起きる。

被告は障害者の殺害を予告する言動を繰り返したため、「他害の恐れがある」として措置入院し、退院後に犯行に及んだ。措置入院は、犯罪の防止に無力だった。

安倍晋三首相は事件2日後の関係閣僚会議で「再発防止」を指示し、有識者会議を経て措置入院の根拠となる精神保健福祉法の改正に乗り出した。

ところが、退院後の支援計画作成に警察も参加するとした当初の改正案は野党や医療関係者、障害者の支援団体から「治安維持の道具となる」「監視の強化につながる」などの反発を受けて頓挫し、その不完全な改正案でさえ、成立していない。

歴史は繰り返す。

平成13年には大阪教育大学付属池田小学校に男が押し入り、児童8人を殺害した。男は犯行の2年前、精神安定剤依存症の診断で措置入院となっていた。

男に死刑を言い渡した大阪地裁の裁判長は判決朗読の最後に「子供たちの被害が不可避であったはずはない、との思いを禁じ得なかった。せめて二度とこのような悲しい出来事が起きないように、再発防止のための真剣な取り組みが社会全体でなされることを願ってやまない」と述べた。

この反省が生かされないまま、相模原市の事件は起きた。

措置入院制度が医療行為の枠内で運用される以上、再発防止に資することは望めない。刑事司法の積極的な関与が欠かせないはずだが、「人権」の壁がこれを拒む。では被害者の人権は、どう守ればいいのか。

英独などでは犯罪予防的な「治療処分」が制度化されており、専門病院もある。「保安処分」の導入や厳格運用のあり方も含め、真剣に検討すべきである。

社説 社会の尺度を柔らかく 相模原事件から1年 中日新聞 2017年7月27日

十九人が犠牲になった相模原市の障害者殺傷事件から一年。障害者排除の風潮は依然、根強く漂う。人間を線引きしない社会へ、問い続けねばならない。

先ごろ、車いすでの飛行機の乗り降りが論議を呼んだ。

鹿児島県の奄美空港で、格安航空会社バニラ・エアを利用した大阪府内の木島英登さんが、タラップの階段を腕の力ではい上がった件である。高校時代にラグビーの練習中に脊髄を傷め、車いす生活を送っている。

断られた車いす

往路の関西国際空港で、バニラ・エアは、奄美空港には車いすの昇降設備はなく「歩けない人は乗れない」と説明した。木島さんは「同行者に手伝いを請う」と伝え、奄美に着くと、同行者が車いすごと担いでタラップを下りた。

ところが、復路では車いすを担いだり、背負ったり、抱きかかえたりしては危険として制止された。結局、木島さんは階段を背にしてはって上がったのだった。

バニラ・エアは奄美発着便について、手助けされても歩行できない障害者の利用を断っていた。

奄美には車いす利用者向けの装備がすぐに導入された。だが、木島さんの訴えは「歩け

ないことを理由に搭乗を拒否しないしてほしい」ということだ。

設備を整える、介助するといった配慮が欠けていたことを責め立てているわけではない。心身の機能不全を問題視し、社会から締め出そうとする発想そのものを差別と難じるのである。

経済効率を優先する資本の論理は、マイノリティーの多様性の尊重とはなじみにくい。費用対効果を徹底追求する態度は、ややもすると異質な人々の疎外に結びつく危うさをはらんでいる。

それが極端な形で表れたのが相模原事件ではなかったか。もちろん、結果の著しい重大性をみれば、同列には論じられない。

経済性優先の社会

とはいえ、障害者に向き合う態度は、もしかすると本質的には同心円上にあるのではないか。そうも感じられてならない。

最近の本紙への手紙で、植松聖被告は「意思疎通がとれない人間を安楽死させるべきだ」と、相変わらずの差別思想を披歴した。

その根拠について、自ら考える幸福とは「お金と時間」と述べたうえで、意思疎通が図れない重度障害者を育てるのは「莫大（ばくだい）なお金と時間を失う」と説くのである。

重度障害者を「幸せを奪い、不幸をばらまく存在」ととらえ、その抹殺こそが日本の政治経済への貢献になると信じて疑わない。

知的障害者の入所施設に勤めるうちに、植松被告はゆがんだ思想に取りつかれた。戦後最悪の凶行を後押しした命の選別思想は、しかし、ちまたにあふれている。

ネットの世界をのぞくと、障害者のみならず、高齢者、ニートや引きこもり、生活保護世帯といった弱い立場に置かれた人々への誹謗（ひぼう）中傷がすさまじい。

社会の根底には、もしかしたら植松被告と同じような考えが潜んでいるのではないか。

他方、例えば、二年前に厚生労働省研究班が十二歳以上のダウン症当事者に実施したアンケートには、ほっとさせられる。「毎日幸せに思うことが多いか」との問いに、九割以上が「はい」「ほとんどそう思う」と答えている。

家族や周囲の深い愛情、熱心な支援のたまものだろう。かけがえのない存在を守り、育てるために「お金と時間」を費やす。それこそが社会の維持、発展につながる。

東京都内の海老原宏美さんの言葉を借りてみたい。脊髄性筋萎縮症を患い、人工呼吸器に頼りながら暮らす重度障害者だ。

いわく、縄文杉はただの木でしかないのに、富士山は盛り上がった土の塊にすぎないのに、人々は感動する。それは人々の心に、価値を創造し、また発見する力が備わっているから。木や土に価値を見いだす人間が、人間自身に価値を見いだせないはずはない、と。

多様なマイノリティー、社会的少数派との共生のためには、社会標準とされる既成の物差しを絶えず柔軟に見直さねばならないだろう。障害者や病者の増加を避けられない高齢化、長寿命化の現実をみても、待ったなしである。

「人間存在」見る力

そして、その要請は社会の仕組みだけにとどまらない。

競争と敗者の切り捨てを繰り返してきた末に、政治経済に役立つ「お金と時間」という尺度でしか幸せを味わえない植松被告が立ち現れたのではないか。その幸福観は説得力を帯びかねないところに恐ろしさがある。

障害はもちろん、学力や稼働能力、財力の有無にかかわらず、人間存在そのものを見つめる力。それが私たちには問われている。

